

青森県報

号外第六十九号

平成二十一年
九月十八日
(金曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護の指示	(事務局) …… 一
西部海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護の指示	(事務局) …… 一
東部海区管内におけるとどの採捕の指示	(同) …… 二
西部海区管内におけるとどの採捕の指示	(同) …… 四
西部海区管内におけるふぐはえなわ漁業の操業の指示	(同) …… 五

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十一年九月十八日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 木 村 民 二

一 河口付近における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業
五戸川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位三百三十九度三十分二百二十メートルの点 イ 点アから真方位六十九度三十分三百メートルの点 ウ 点エから真方位六十九度三十分三百メートルの点 エ 河口右岸から真方位百五十九度三十分二百二十メートルの点	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
奥入瀬川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位三百二十九度三十分二千メートルの点 イ 点アから真方位七十度三十分二千メートルの点 ウ 点エから真方位六十八度三十分二千メートルの点 エ 河口右岸から真方位百五十八度三十分千メートルの点	
老部川河口(下北郡東通村) 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位六度三十分千メートルの点 イ 点アから真方位九十六度三十分五百メートルの点	

<p>点 ウ 点工から真方位九十六度三十分五百メートルの点 エ 河口右岸から真方位百八十六度三十分千メートルの点 大畑川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位三百四度三十分五百メートルの点 イ 点アから真方位四十九度三十分千メートルの点 ウ 点工から真方位四十九度三十分千メートルの点 エ 河口右岸から真方位百四十四度三十分千メートルの点</p>	
---	--

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年十二月十一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業
<p>新井田川及び馬淵川河口 八戸港八太郎北防波堤、八太郎北防波堤の突端から白銀北防波堤の東端を経て蕪島に至る直線、新井田川河口（八戸大橋の下流端をいう。）、馬淵川河口（八太郎地区北導流堤の突端から八戸市豊洲四番の北端に至る直線をいう。）、八太郎地区北導流堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p>	<p>小型定置漁業、固 定式さし網漁業及び はえなわ漁業</p>

3 1及び2に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間、一本釣りによりさけを採捕してはならない。

二 沿岸域における操業の制限
次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業
<p>最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域 最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域（下北郡風間浦村大字下風呂地先及びむつ市大畑町釣屋浜、通称赤岩地先の海域にあつては、水深七メートル以内の海域。）</p>	<p>固定式さし網漁業 及びはえなわ漁業 小型定置漁業</p>

青森県西部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十一年九月十八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 前 田 廣 臣

一 河口周辺における操業の制限
1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業
<p>川内川河口 川内川河口中央から半径千五百メートル以内の海域</p>	<p>小型定置漁業、固 定式さし網漁業及び はえなわ漁業</p>
<p>野辺地川河口 野辺地川河口中央から半径五百メートル以内の海域</p>	<p>固定式さし網漁業 及びはえなわ漁業</p>
<p>清水川河口</p>	<p>小型定置漁業、固</p>

清水川河口中央から半径五百メートル以内の海域

定式さし網漁業及びはえなわ漁業

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年九月二十日から同年十二月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

十三湖水戸口 十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の海域	漁業 小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
中村川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位二百六十三度三十分三百メートルの点 イ 点アから真方位三百四十七度三十分五百メートルの点 ウ 点エから真方位三百四十六度三十分五百メートルの点 エ 河口右岸から真方位七十三度三十分三百メートルの点	小型定置漁業（はたはたを対象とした小型定置漁業を除く）、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
赤石川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位二百四十六度三十分三百メートルの点 イ 点アから真方位三百三十六度三十分五百メートルの点 ウ 点エから真方位三百二十二度三十分五百メートルの点	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

工 河口右岸から真方位五十二度三十分三百メートルの点

小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

追良瀬川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位二百二度三十分五百メートルの点 イ 点アから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 ウ 点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 エ 河口右岸から真方位二十度三十分千メートルの点	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
笹内川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位百五十二度三十分五百メートルの点 イ 点アから真方位二百四十一度三十分五百メートルの点 ウ 点エから真方位二百三十三度三十分五百メートルの点 エ 河口右岸から真方位三百二十五度三十分五百メートルの点	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

3 1に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間、また、2に掲げる海域においては、平成二十一年九月二十日から同年十二月二十日までの間、一本釣りによりさけを採捕してはならない。

二 沿岸域における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十二月

三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（銚ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	漁 業	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
海 域	東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（銚ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域	漁 業	小型定置漁業（いわし、あじ、いかを対象とした小型定置漁業を除く。）

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年九月二十日から同年十二月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	漁 業	底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
海 域	北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域	漁 業	小型定置漁業（はたはたを対象とした小型定置漁業及び西津軽郡深浦町大字深浦通称鯉の洞を基点とした小型定置漁業を除く。）

三 さし採捕の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間中は、同表下欄に

掲げる漁業によりさしを採捕してはならない。

海 域	陸奥湾の海域及び東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（銚ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線以南の海域	期 間	平成二十一年十一月十五日から同月十八日まで及び同年十二月十二日から同月十四日まで	漁 業	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
海 域	東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（銚ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における海域	期 間	平成二十一年十月十日から同月十四日まで及び同年十一月五日から同月八日まで	漁 業	小型定置漁業（いわし、あじ、いかを対象とした小型定置漁業を除く。）、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
海 域	北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海	期 間	別途指定する平成二十一年十月十日から同月十八日までの間における五日間及び同年十一月五日から同月十四日までの間における一日間	漁 業	定置漁業、小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

青森県東部海区漁業調整委員会指示第八号

青森県東部海区管内におけるとこの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十一年九月十八日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 木 村 民 二

一 定 義

この指示において、「とど」とは、アシカ亜目（アシカ科）のとどをいう。

二 採捕の承認

青森県東部海区海域において、とどを採捕しようとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 承認の手続き

とどの採捕の承認を受けようとする者は、別に定めるところで採捕承認事務取扱要領に基づき、とど採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

1 試験研究の用に供しようとする者

2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者

3 その他委員会が特に認めたる者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき

2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、とどの採捕の承認者数の最高限度を別に定めるものとする。

七 採捕の期間

採捕の期間は、平成二十一年十二月一日から平成二十二年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、とどの採捕数の最高限度を別に定めるものとする。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとど採捕承認証を交付するものとする。

十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、とどを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

ない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、とどの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取消することができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したとどは、これを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚収後の処理状況等について別に定めるところで採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、とど採捕承認事務取扱要領の定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十一年十月一日から平成二十二年九月三十日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号

青森県西部海区管内におけるとどの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十一年九月十八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 前 田 廣 臣

一 定 義

この指示において、「とど」とは、アシカ亜目（アシカ科）のとどをいう。

二 採捕の承認

青森県西部海区海域において、とどを採捕しようとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 承認の手続き

とどの採捕の承認を受けようとする者は、別に定めるところで採捕承認事務取扱要領に基づき、とど採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 試験研究の用に供しようとする者
- 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
- 3 その他委員会が特に認めたる者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
- 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、とどの採捕の承認者数の最高限度を別に定めるものとする。

七 採捕の期間

採捕の期間は、平成二十一年十二月一日から平成二十二年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、とどの採捕数の最高限度を別に定めるものとする。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとど採捕承認証を交付するものとする。

十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、とどを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、とどの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取消すこ

とができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したとどは、これを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚収後の処理状況等について別に定めるところで採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、とど採捕承認事務取扱要領の定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十一年十月一日から平成二十二年九月三十日までとする。

とど採捕承認事務取扱要領

平成二十一年九月十八日青森県東部海区漁業調整委員会指示第八号及び青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号に基づくとど採捕承認等に係る事務取扱要領を次のとおり定める。

一 承認の申請

とどの採捕の承認（以下「採捕の承認」という。）を受けようとする者は、とど採捕承認申請書（第一号様式。以下「申請書」という。）を、次に掲げる書類を添えて採捕しようとする海区の委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- 1 申請理由書
- 2 とど採捕計画書（第二号様式）及びとど採捕承認申請調査書（第三号様式）
- 3 船舶（漁船を除く。）を使用する場合は、当該船舶の船舶検査証書（写）
- 4 用船による場合は、船舶使用承諾書（印鑑証明書添付）
- 5 銃所持許可証（写）（猟銃を使用しない場合を除く。）
- 6 申請者の所属する漁業協同組合の意見書
- 7 その他委員会が必要とする書類

二 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとど採捕承認証（第四号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

三 承認証の書換交付

採捕の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかにとど採捕承認証書換交付申請書（第五号様式）により、承認証を添えて委員会に提出し、書換交付を受けること。

四 承認証の再交付

採捕の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにとど採捕承認証再交付申請書（第六号様式）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

五 承認数の制限

委員会指示第六に規定する承認数の最高限度は、青森県東部海区管内と青森県西部海区管内の合計で四件とする。

六 採捕数の制限

委員会指示第八に規定する採捕数の最高限度は、青森県東部海区管内と青森県西部海区管内の合計で四頭とする。

七 採捕報告書の提出

委員会指示第十四に規定するとど採捕報告書の様式は第十七号様式のとおりとする。

八 承認証の返納

採捕の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに承認証を委員会に返納しなければならない。

第1号様式

とど採捕承認申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿
青森県西部

住 所
氏 名
所属漁業協同組合
印

とどの採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 採捕区域

3 採捕期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 採捕方法

5 使用船舶（船舶を使用する場合）

(1) 船 名

(2) 船舶（漁船）登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 船舶所有者 住所
氏名

(6) 採捕従事者 住所
氏名

注1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

第2号様式

とど採捕計画書

平成 年 月 日

申請者 住所
氏 名

採捕計画

月	採捕頭数	備 考
計		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第3号様式

とど採捕承認申請調書

承認年月日:平成 年 月 日

承認 番号	申請者		使用船舶				根拠地	所属漁業 協同組合	船舶所有者		採捕従事者		備考
	住所	氏名	船名	登録番号	総トン数	馬力			住所	氏名	住所	氏名	

注 様式の大きさは、日本工業規格 A4 横長とする。

第4号様式

青・東
西・海
調
認
と
ど
第
号

とど採捕承認証

青森県・東
西
部海区漁業調整委員会指示第 号に基づき、次のとおり承認します。

住 所
氏 名

1 船 名	
2 船舶(漁船)登録番号	
3 総トン数	ト
4 推進機関の種類及び馬力数	
5 採捕期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
6 採捕区域	青森県 部海区海域
7 根拠地	
8 採捕従事者	住 所 氏 名

平成 年 月 日

青森県・東
西
部海区漁業調整委員長

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第5号様式

とど採捕承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県・東
西
部海区漁業調整委員長 殿

住 所
氏 名
所 属 漁 業 協 同 組 合
印

とど採捕承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号 青・東
西
海
調
認
と
ど
第
号

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 書換えをしようとする事項

項 目	現在の承認証記載事項	書換えしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

注1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第6号様式

とど採捕承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県・東部海区漁業調整委員長 殿

住所氏名 所属漁業協同組合 印

下記のとおりとど採捕承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号 青・東・海調認とど第 号

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 亡失(き損)の理由

注1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

第7号様式

とど採捕報告書

平成 年 月 日

青森県・東部海区漁業調整委員長 殿

住所氏名 所属漁業協同組合 印

とどを採捕したので、下記のとおり報告します。

記

1 承認番号 青・東・海調認とど第 号

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 採捕内訳

採捕年月日	数量(頭)	処理状況	備考

注1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内におけるふぐの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成二十一年九月十八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 前 田 廣 臣

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行うふぐの採捕を目的とするはえなわ漁業（以下「はえなわ漁業」という。）の操業をしてはならない。ただし、はえなわ漁業の操業について、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者は、この限りでない。

1 制限海域

青森県西津軽郡船作埼灯台中心点の正西線以北、北津軽郡権現埼南灯台中心点の正西線以南の青森県日本海沖合海域

ただし、沖合底引き網漁業禁止区域を除く。

2 制限期間

告示の日から平成二十一年十二月三十一日まで

二 操業の承認

制限海域における承認期間においてははえなわ漁業を営もうとする者は、委員会が別に定める平成二十一年度青森県西部海区ふぐはえなわ漁業操業承認事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）により申請し、承認を受けなければならない。

1 承認期間

平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日まで

ただし、赤石川河口左岸から真方位三百二十度の線以南の海域においては、平成二十一年十月一日から同月十四日までの期間内は操業してはならない。

三 承認対象者

青森県西津軽郡、つがる市、五所川原市及び北津軽郡に住所を有する者

四 承認対象船舶

総トン数十五トン未満船とする。

五 承認隻数

七十二隻以内とする。

六 操業時間

午前八時から午後三時までとする。

七 漁具の制限

漁具の総延長は三キロメートル以内とする。

八 漁具の標識

操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならない。

九 承認証の交付等

1 委員会は、承認したときは、別に定める操業承認証を交付する。

2 操業にあたっては、委員会が交付した操業承認証を携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

十 標識の表示

漁業の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の、船橋の両側の見やすい場所に、別に定める標識を表示しなければならない。

十一 漁獲成績の報告

漁業の承認を受けた者は、操業終了後委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

十二 委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

平成二十一年度青森県西部海区ふぐはえなわ漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局に提出すること。

2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。

二 承認等の通知

委員会が承認したときは、その者の申請を取りまとめた漁業協同組合を経由して通知する。

三 承認証の交付

第2号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証

住所
氏名又は名称

承認番号	青西海調認ふぐはえなわ第 号	
操業区域	青森県西津軽郡船作埼灯台中心点の正西線以北、北津軽郡権現崎南灯台中心点の正西線以南の日本海沖合海域	
操業期間	平成21年10月1日から12月31日まで ただし、赤石川河口左岸から真方位320度の線以南の海域においては、平成21年10月1日から14日までの期間内は操業してはならない。	
根拠地港		
船 舶	船 名	
	漁船登録番号	AM -
	総 ト ン 数	トン
	推進機関の種類及び馬力数	馬力
平成 年 月 日	青森県西部海区漁業調整委員長 印	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式

青海認ふぐなわ第 号

- 注 1 各文字及び数字は、大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上、間隔2センチメートル以上とする。
注 2 文字は黒色とする。

第4号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名
印

ふぐはえなわ漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおりに申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭